



たかやまみなみプレミアム付き商品券 わくわくスプリング商品券を販売します

高山南商工会商業部会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で冷え込む管内の消費を活気づけようと、高山市の産業団体等消費活性化策支援事業補助金(第4弾)を活用して、**プレミアム付き商品券を販売**します。

I 商品券の概要

- ◆販売形態 1000円分の商品券を12枚セットにしたものを1万円で販売(プレミアム率 20%)
- ◆販売総数 2000セット(総額2400万円)
- ◆使用期間 購入後から令和4年5月15日(日)まで

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、事業内容を一部変更する場合があります。

II 販売方法等

- ◆購入限度 おひとり 2セットまで
- ◆販売場所 虹流館くぐの多目的室及び高山南商工会朝日支所(高根地域は別途、販売日を設定)
- ◆販売期間 令和4年3月16日(水)~3月25日(金) **売り切れ次第販売終了**

III 取扱い参加店

- ◆この商品券を取り扱っていただける事業所については、商業部会会員を中心に募集させていただきましたが、取り扱いを希望される場合は、商工会にご連絡いただきますようお願いいたします。(商品券の換金時に事業負担金(換金額の5%)をご負担いただきます。)

ものづくり補助金(第10次締切分)公募開始

ものづくり補助金とは、中小企業が経営革新のために行う設備投資に活用していただける補助金です。

補助上限額: 750万円~3,000万円

補助率: 1/2もしくは1/3

※上限額や補助率は申請される枠・類型や従業員の人数により異なります。

経営革新の類型

- A1: 新商品(試作品)の開発(例: 避難所向け水循環型シャワーを開発)
- A2: 新たな生産方式の導入(例: 作業進捗を「見える化」する生産管理システムを導入)
- B1: 新役務(サービス)開発(例: 仮想通貨の取引システムを構築)
- B2: 新たな提供方式の導入(例: 従業員のスキルに応じて顧客をマッチングするシステムを導入)

事業計画の要件(3~5年間)

- ◆事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加
- ◆給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- ◆事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする

ご相談は商工会へ

優良従業員表彰候補者の内申

高山南商工会では、毎年総代会の席において、長年にわたり地元の産業発展のためにご尽力いただいた従業員の方を表彰しております。

毎年、各事業所へ文書で照会しておりますが、過去に案内が届いておらず、表彰の対象となる従業員がおみえになる事業所は、3月中に商工会(☎52-3460)へご一報いただきますようお願いいたします。

◆表彰基準

通年雇用: 勤務年数が10年~45年(5年きざみ)

季節雇用: 勤務年数が15年~35年(5年きざみ)

※役員・専従者・後継者は対象外

消費税の申告相談

日時: 令和4年3月23日(水) 9:00~12:00

会場: 虹流館くぐの 多目的室1

費用: 相談料は無料

申込: 希望される方は3月18日(金)までに商工会(☎52-3460)へお申し込みください。

ご存知ですか?
国の助成を受けられる
「中退共」の
退職金制度

中退共は国の制度だから
安心・確実!

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成
- 社外積立で、管理も簡単
- パートさんも家族従業員もご加入いただけます

詳しくはホームページをご覧ください
中退共 検索

お気軽にお問合せください
労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(六九〇七)二三三四
☎03(五九五五)八二二一

令和4年4月1日から 改正個人情報保護法が施行されます

改正法の施行後に

一定の基準を満たす個人情報の漏えいが発生すると

- ① 個人情報保護委員会への報告が義務化されます
- ② 漏えい被害者本人への通知が義務化されます

個人情報保護委員会による命令や委員会への虚偽報告等に対する

- ③ 罰金刑が引き上げとなります



一定の基準を満たす個人情報の漏えいとは

- ① 要配慮個人情報（医療情報・犯罪歴等）の漏えい、滅失もしくは毀損
（例）・従業員の健康診断等の結果を含む個人データの流出
・診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリの紛失
- ② 財産的被害が発生する恐れのある場合
（例）・クレジットカード情報の漏えい
・送金や決済機能のあるWebサイトのログインIDとPWの組み合わせの漏えい
- ③ 不正の目的をもって行われた恐れのあるもの
（例）・外部からのサイバー攻撃による漏えい
・従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合
- ④ 漏えい被害者が1,000人を超える場合
（例）・システムの設定ミスや、個人データの誤送付等により、1,000人超の個人情報が漏えいした場合

事業承継対策セミナー(既報)

日時:3月18日(金)13:30~15:30
会場:岐阜商工会議所大ホール
(同時にZoomによるオンライン開催)
講師:(株)バトンズ代表取締役社長兼CEO 大山敬義 氏
演題:中小・小規模事業者に使える!
岐阜県で事業承継を成功させる方法
申込:3月9日(水)までに、次のURLから申込み
<https://www.gshc.jp/docs/2022011200017/>
主催:岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター

岐阜労働局からのお知らせ

いわゆる「シフト性」で労働者を就労させる場合は、労働者も納得したうえでルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。
国では、シフト制で就労させる場合に使用者に留意していただきたい事項をまとめたリーフレットを作成しています。
詳しくは次のWebサイトをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000870906.pdf>

小規模企業の
会社役員
みなさまへ

制度の
特長

会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

**小規模企業等の会社役員
なら加入可能**

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

**代表者以外の会社役員
でも加入可能**

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

**役員なら受け取れる
大きなメリット**

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

受取時も税制メリット

掛金は全額が「小規模企業共済掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットポットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又は

ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です



個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

Be a Great Small.
中小機構

2021.6

高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460
e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp
朝日支所 ☎55-3529

「岐阜県オミクロン株対策特別支援金」の申請受付開始！

新型コロナウイルス感染症の拡大やまん延防止等重点措置の要請に伴い、需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け(この影響を総称して、「新型コロナウイルス感染症の影響」という。)、自らの事業判断によらず2022年1月又は2月の売上が、2019年、2020年又は2021年のいずれかの年の同月と比べて15%以上減少した岐阜県内に本店又は主たる事務所を有する中堅企業、中小企業その他の法人等(以下、「中小法人等」という。)及びフリーランスを含む個人事業者(以下、「個人事業者等」という。)に対して、事業継続を支援するための支援金を給付します。

I 主な給付要件

【中小法人等・個人事業者等 共通】

- ・中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること
- ・2019年以前から事業を行っている者であって、2019年、2020年又は2021年のうちいずれかの年(基準年)及び2022年の1月又は2月において、事業収入(売上)を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらず、2022年1月又は2月と基準年の同月と比較して、月間の事業収入が15%以上減少した月が存在すること。

【個人事業者(事業収入でない場合)】

- ・税務上、事業収入を得ておらず、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあっては被雇用者又は被扶養者ではないこと。
※ オミクロン株対策特別支援金は、店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位での給付となります。
※ 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)の対象事業者は、本支援金の対象外となります。
※ 事業復活支援金の申請をされる(た)場合でも申請できます。

II 給付額

中小法人等：20万円(定額) 個人事業者等：10万円(定額) ※1回限りの給付です

III 申請受付期間

令和4年2月22日(火)～令和4年4月28日(木)まで ※消印有効

IV 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受付(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法によること)
※持参による申請、オンライン(電子メール含む)による申請はできません。

V お問合せ・申請書類等

岐阜県オミクロン株対策特別支援金 相談窓口 電話 0120-663-500
申請書類等は県のホームページをご確認ください。
岐阜県のウェブサイト <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/201480.html>

事業復活支援金の申請は令和4年5月31日(火)までです!!

(事業復活支援金の概要については、商工会だより2月号でお知らせ済みです)

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)

飲食店等への時短営業等の要請(要請期間：令和4年1月21日(金)～3月6日(日))に伴う協力金については、早期支給分の申請受付は終了しています。本申請の申請受付要項は、まだ公表されていませんが、受付開始後、速やかに申請できるよう、事前に必要書類等を準備されることをお勧めします。必要書類等については、県のホームページをご確認ください。

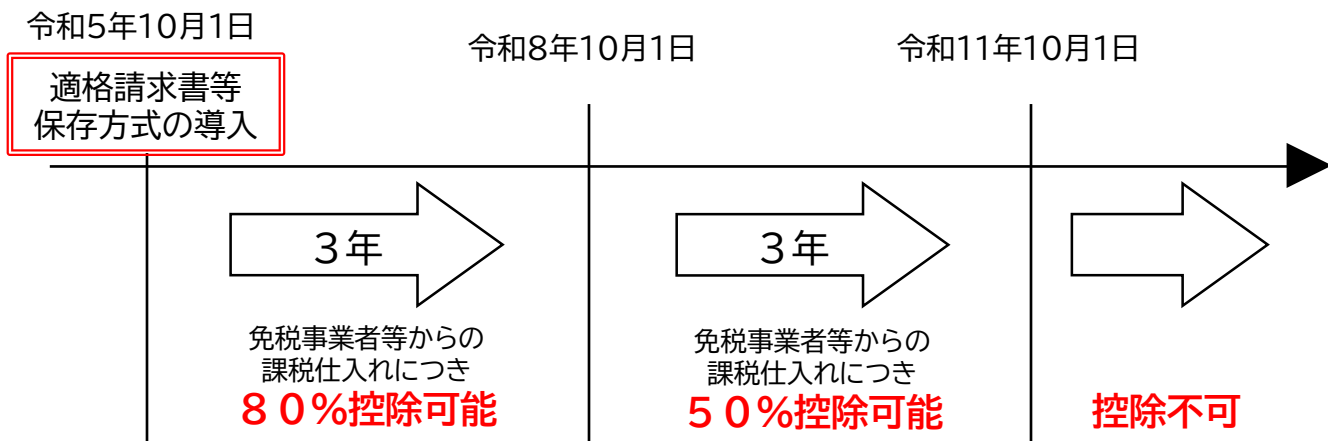
岐阜県のウェブサイト <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/196002.html>

新型コロナウイルス感染症に感染拡大に伴う各種補助金・協力金・支援金、資金繰りのための融資のほか、事業を継続していく上でお困りのことについては、お気軽に高山南商工会までご相談ください。(本所 ☎52-3460・朝日支所 ☎55-3529)

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要 (その4)

経過措置

適格請求書等保存方式の導入後(令和5年10月1日以降)は、適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者等)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、一定期間は下図のように免税事業者等からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



☆☆インボイス制度に関するお問合せ先☆☆

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター 0120-205-553 (平日9:00~17:00)

電子帳簿保存法が改正されました

- ◆ 電子取引のデータ保存の義務化が見直され、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えなくなりました。(事前申請等は不要)
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をしておきましょう。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務があるすべての方が対応する必要があります。

◎保存すべき電子データは？

◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※ 例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上で行った備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。(PDFやスクリーンショットによる保存も可)

◎どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。

※ 2年(期)前の売上が1千万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しましょう

新型コロナウイルス感染症の第6波は収まりを見せない状況が続いており、高山市から各事業所における感染防止の徹底と、事業継続計画の策定について改めて要請がありました。各事業所におかれましては、県の対策本部が策定した以下の「コロナ社会を生き抜く行動指針」を改めてご確認いただき、感染防止対策を徹底しましょう。

コロナ社会を生き抜く行動指針(抜粋)

1 県民の皆さまへ

県民の皆さまに習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策を以下にお示しします。あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、対策を実践していただきますようお願いいたします。

(1) 基本的な感染防止対策

- ① 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避
 - 職場や外出先でのイスや行列等では人との間隔を取りましょう。（できるだけ2m。最低1m）
 - 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - できる限り予約を取って外出しましょう。
 - 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意し、業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用してください。
- （注）感染リスクが高まる以下の「5つの場面」に最大限の注意をお願いします。
 - ア 飲酒を伴う懇親会等
 - イ 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ウ マスクなしでの会話
 - エ 狭い空間での共同生活
 - オ 居場所の切り替わり
- ② マスクの着用
 - 病気や障がい等により困難な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを隙間なくフィットさせて着用しましょう。（不織布マスク推奨。フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。
- ③ 手指衛生
 - 丁寧かつ頻繁な手指消毒（手洗い・消毒）を徹底しましょう。（「アルコール手指消毒薬の使用」と「流水とせっけんでの手洗い」は同様の手指消毒効果があるため、どちらの徹底でも構いません。）
 - 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- ④ 体調不良のときは行動ストップ
 - 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、出勤・通学を含む全ての行動をストップし、医療機関を受診しましょう。
 - 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者として検査の対象となり、その場合自身の検査の結果が陰性であっても一定期間の自宅待機・健康観察になります。（自宅待機・健康観察期間は最新の情報をご確認いただいた上で、保健所の指示に従って対応してください。）
- ⑤ こまめな換気
 - 個室など密閉した部屋は、こまめに換気をしましょう。
 - エアコンと独立した換気扇の常時稼働が原則です。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気の良い換気や扇風機やサーキュレーターの外部的に向けた使用等を行いましょう。（換気の目安）エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は、1時間に最低2回、1回につき5分以上、以下の対応を。空気清浄機能がある装置を併用することも有効。
 - ・ 複数の窓や扉を開放しての通気の良い換気
 - ・ 扇風機やサーキュレーター的外部的に向けた使用等

(2) 外出・移動

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は「三つの密」の回避を含め、特に（1）の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えてください。
- 「業種別ガイドライン」等を遵守している施設等を利用しましょう。

(3) ワクチンを接種された皆さまへ

- ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
- ワクチンを接種してから免疫がつくまでに14日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%程度と高いものの、決して100%ではありません。また、時間の経過に伴い減少する可能性を示唆する報告もあります。
- ワクチンを接種した後も決して油断せず、(1)の基本的な感染防止対策の徹底の継続をお願いします。

2 事業者の皆さまへ

(1) 職場にて取り組んでいただきたい感染防止対策

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みをお願いします。
- 職場はもとより、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）における感染防止対策（換気、マスク着用など）を徹底してください。
- 二酸化炭素濃度測定器により、室内の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えていないか、換気の状態を確認することも有効です。
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底してください。
- 県では、企業等における業務中断の防止や早期復旧を図るため、新型コロナウイルスに対応した事業継続計画（BCP）の普及に向けた取組みを進めています。詳細については、以下のホームページを参照ください。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8320.html>

(2) ぎふコロナガード

- 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝「ぎふコロナガード」）を選任してください。
- 上記対策実施責任者は、各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「チェックシート」を整備し、日々の感染対策を確認してください。
（対策例）・従業員の健康チェック・従業員のマスク着用、手指衛生状況のチェック
・職場における換気等
- 「ぎふコロナガード」の詳細については、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/111110.html>

3 イベント等について

- 県、市町村及び民間の催事施設においても、業種別ガイドラインに則した感染防止策に留意してください。また、イベントの開催時にはイベントの規模や内容によって、各種対応が必要です。イベント主催者は以下の県ホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。
県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>
- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下の県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について」の「3. イベント等の開催制限」とおりとします。詳細は、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。
県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26717.html>

4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度

県では、本指針や業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を実施している全ての事業者の皆さまに「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を配布しており、このうち飲食店については、実際に取組状況を確認することで「第三者認証店舗」に認定しています。各事業者の皆さまは、感染防止対策を徹底のうえステッカーを取得いただきますようお願いいたします。

(1) 対象事業者

- 感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者が対象です。（風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除きます。）

(2) 申請方法

- 申込書と宣言書を事業所・店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

(3) ステッカー配布

- 県または市町村から郵送等により配布します。

(4) 実地調査（飲食店のみ）

- 調査員が店舗を実地調査し、感染防止対策の取組状況を確認します。
- 対策が不十分な場合はステッカーの不交付あるいは取消しを行います。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27741.html>

